

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条及びタクシー業務適正化
特別措置法第52条の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案 …… 2

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条及びタクシー業務適正化特別措置法第52条の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を山梨運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和6年6月18日 関東運輸局長 勝山 潔

記

事案番号 24F01

1. 事業者の氏名及び住所

有限会社 御勅使タクシー

山梨県南アルプス市有野2723-58

2. 予定される処分内容

道路運送法第9条の3第1項、同法第27条第3項、同法第30条第2項の規定違反による同法第40条の規定、及びタクシー業務適正化特別措置法第3条の規定違反による同法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和6年7月24日 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271